

○珠洲市空き家購入費補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、珠洲市における空き家の有効活用を通して、本市への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、珠洲市空き家バンク制度に登録された物件を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、珠洲市補助金交付規則（昭和49年珠洲市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 珠洲市空き家バンク制度要綱（平成23年珠洲市告示第19号）第6条第1項に規定する登録物件をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行う仕組みをいう。
- (3) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次に掲げるすべての要件を満たす世帯の世帯主とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 空き家の売買契約における買主であること。
- (3) 空き家の売主の2親等内の親族でないこと。
- (4) 世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 空き家の購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。

2 補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家を購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）し、自己の名義で当該空き家（以下「補助対象物件」という。）の登記（共有名義で登記する場合には、2分の1以上の持分を有すること。）をする事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象物件の購入に要する経費(地方税及び地方消費税を含む。)とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

2 補助対象者の世帯が子育て世帯である場合の補助金の額は、150万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象物件の購入の契約が成立した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、珠洲市空き家購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 入居者全員分の住民票
- (3) 補助対象物件の売買契約書の写し
- (4) 市税等の滞納がないことを証する書類(納税証明書等)
- (5) 2親等以内の親族に関する情報(家系図及び親族の氏名、生年月日、本籍等)
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、珠洲市空き家購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、珠洲市空き家購入費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、珠洲市空き家購入費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、珠洲市空き家購入費補助金実績報告書(様式

第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が所有権保存登記上の本人であることが確認できる登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- (2) 入居者のうち交付申請時に補助対象物件に住所を有していなかった者が、新たに当該物件に転入又は転居したことを証明する住民票(ただし、交付申請時に該当する者がいた場合のみとする。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、珠洲市空き家購入費補助金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたときは、速やかに珠洲市空き家購入費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、珠洲市空き家購入費補助金返還命令書(様式第9号)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第42号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定した補助対象者に適用し、施行日前に交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第28号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に交付決定した補助対象者に適用し、施行日前に交付決定した補助対象者については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%